

熊本県立劇場運営方針

1 理念

劇場、音楽堂等（以下「文化ホール」という。）は、文化芸術を継承し、創造、発信する場であり、また、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である。

また、その役割に着目すれば、人々の共感と参加を得ることにより、地域の発展を支える機能をもった「新しい広場」となり、青少年等が、文化芸術を楽しみ、学び、夢に挑戦することを通じて次世代の文化芸術を支える人材を育成する「未来への窓」となる。

これらのことを踏まえ、熊本県は、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）」、「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針（平成 25 年文部科学省告示第 60 号）」、「熊本県立劇場条例（昭和 57 年 6 月 23 日条例第 27 号）」及び「熊本県文化振興基本方針（平成元年 11 月 30 日策定）」の基本理念の下、県民の幸福量の増大及び活力ある地域社会を実現するため、県内文化ホールの中核として指導的な立場を果たす熊本県立劇場（以下「県立劇場」という。）の役割を明らかにするとともに、その役割を将来にわたって果たしていくための施策を総合的に推進することを目的として、この運営方針を定める。

2 質の高い事業の実施

県立劇場は、県民が質の高い実演芸術に触れる機会を提供し、県内の文化振興を図るため、創造性及び企画性の高い公演、本県の歴史や伝統を反映した公演、海外の文化ホールや実演団体と連携・協力した公演等、特色のある自主企画事業の実施に努めるものとする。

この場合、他の主催者による事業等についても、同様に努めるものとする。

3 普及啓発

県立劇場は、観客層を広げ、文化芸術への理解をより深く促すため、県民、特に未来の文化芸術を支える児童、生徒、学生等に対して、質の高い実演芸術に触れる機会を提供するとともに、次に掲げる事項に努めるものとする。

また、併せて県立劇場は、日常的に人々が集い自由に文化芸術に触れることができる場所とするため、様々な工夫を行うよう努めるものとする。

- ① 実演芸術の理解を一層深めるための付随事業の実施
- ② 県内各地に赴いて実演芸術の指導等を行うアウトリーチ事業の実施
- ③ 国内外で活躍する熊本県出身芸術家等との連携

4 専門的人材の確保及び資質向上

(1) 専門的能力を有するスタッフの確保

県立劇場は、県内文化ホールの指導的役割を果たす必要があることから、次に掲げる専門的能力を有するスタッフの確保に努めるものとする。

- ① 実演芸術の公演等を企画・制作する能力
- ② 舞台関係の施設・設備を運用する能力
- ③ 企画・制作、文化ホール間の連携をコーディネートする能力

(2) 県立劇場スタッフのスキルアップ

県立劇場は、スタッフの資質向上のため、専門的能力向上を目的とした研修に参加する機会を付与するものとする。

5 関係機関との連携強化

(1) 県内文化ホール、実演芸術団体、教育機関等との連携強化

県立劇場は、標記の目的を達成するため、県内文化ホールとの共同公演、巡回公演、情報交換等を実施する等、連携に努めるものとする。また、県外文化ホール、海外の文化ホール、実演芸術団体等についても同様に努めるものとする。

(2) 県内文化ホールへの技術提供

県立劇場は、県内文化ホールの中心的な存在として、指導的役割を果たすため、次に掲げる研修の機会を設けるものとする。

- ① 県立劇場からの派遣指導
- ② 県立劇場での受入研修
- ③ 文化ホール等を活用した集合研修

6 経営の安定化

(1) 多様な財源の確保

県立劇場は、多様な財源を確保し、経営の安定化を図るため、次に掲げる事項に努めるものとする。

- ① 協賛企業の確保等、経済団体との連携
- ② 県立劇場賛助会員制度等の構築
- ③ 公的又は民間助成事業等の活用

(2) 公演実施者及び鑑賞者の拡大

県立劇場は、公演実施者及び鑑賞者の拡大により、経営の安定化を図るため、次に掲げる事項に努めるものとする。

- ① 文化ホールの利便性及び快適性を高める等、日常的に人々が集い自由に文化芸術に触れることができる場所とするための工夫
- ② イベント性や地域性を付加した普及啓発事業を積極的に実施する等、初心者と呼び込み、リピーターを増やすための工夫
- ③ 調査及び研究結果に基づく公演実施者及び鑑賞者のニーズや要望を反映した事業の実施

7 安全管理

(1) 公演実施者及び鑑賞者の安全確保

県立劇場は、公演実施者及び鑑賞者の安全の確保、質の高い事業の実施と施設・設備の安全管理との両立を図る観点から、県及び関係機関等と連携して、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- ① 災害時等における事業継続計画の策定
- ② 適切な耐震対策等
- ③ 避難訓練

(2) 緊急的な避難場所としての役割

県立劇場は、避難、救助その他の災害応急対策、災害復旧等の非常時において、緊急的に避難が必要な者に対し、休憩スペースの提供、トイレや水の提供を行うほか、態勢が整い次第、県及び関係機関等と協力して食料品の配布や各種情報提供に努めるものとする。

8 適切な評価基準の設置と事業評価の実施、翌年度計画への確実な反映

県立劇場は、実演芸術の水準の向上及び適切な運営管理の実施のため、県が定める評価基準により自己評価を行うとともに、県が実施する事業評価の結果を事業計画に反映するものとする。

なお、自己評価を行う際には、公演実施者及び鑑賞者を対象としたアンケートを実施することで、県民の視点に配慮し、定量的指標のみでは測りえない成果にも配慮するとともに、必要な調査研究を行うものとする。